

社会福祉法人えびの市社会福祉協議会指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 えびの市社会福祉協議会が開設する相談支援事業所（以下「事業所」という。）が行う特定相談支援事業・障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「従業者」という。）が、障害者（児）に対し、適正な特定相談支援を行う。障害児及び保護者に対し適正な障害児相談支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定特定相談支援・指定障害児相談支援は、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。

4 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援・指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 社会福祉法人 えびの市社会福祉協議会

(2) 所在地 えびの市大字栗下67番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 （常勤・相談支援専門員兼務）

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定特定相談支援・指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 相談支援専門員 2 名 （常勤・管理者兼務 1名 常勤・兼務 2名）

相談支援専門員は、障害者（児）等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成、障害児支援利用計画の作成等に関する業務を担当する。

(3) 事務員 1 名 （常勤・法人会計と兼務）

事務員は必要な事務処理を行う。

（営業日及び営業時間、サービスの提供）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日及び12月29日から年始1月3日までを除く。

(2) 営業時間は営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(指定特定相談支援・障害児相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第 6 条 提供内容は、次のとおりとする。

(1) 特定相談支援事業の内容

基本相談支援

障害者（児）等からの基本的な相談

計画相談支援

(ア) サービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）

(イ) 継続サービス利用支援（モニタリング等）

(2) 障害児相談支援事業の内容

障害児相談支援

(ア) 障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成等）

(イ) 継続障害児支援利用援助（モニタリング等）

2 法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、法第 5 1 条の 1 7 第 2 項の規定により算定された計画相談支援給付費・指定障害児相談支援を提供した際は児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項の規定により算定された障害児相談支援給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 第 8 条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定特定相談支援・障害児相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。

4 前 2 項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第 2 項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(事業の主たる対象者)

第 7 条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者

(通常の実施の実施地域)

第 8 条 通常の実施の実施地域は、えびの市内全域とする。

(虐待防止に関する事項)

第 9 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第 10 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を

継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1カ月以内

（2）継続研修 年 1 回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人えびの市社会福祉協議会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（身体拘束）

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員全員に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体拘束の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(協同体制による機能強化型事業所)

第14条 指定特定相談支援事業所間で協定を締結し、一体的な管理運営を行う。これにより、支援の質の向上、情報共有、人材育成、困難事例への対応体制を強化する。

2 一体的な管理運営を下記事業所と行い、共同体名称を「まーぶるぽけっと」とする。

・社会福祉法人 興愛会

相談支援事業所 そうだんサポートセンター あさひ

・社会福祉法人 愛貢

指定特定相談事業所 ありの実園相談室

・社会福祉法人 高原町社会福祉協議会

高原町社会福祉協議会 相談支援事業所

・社会福祉法人 燦燦会

相談支援センター Y U I

(機能)

第15条 事業所は、地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談機能

緊急時に支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握し、連絡体制を確保した上で、障害の特性に起因する緊急事態に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う。

(2) 緊急時の受け入れ・対応機能

関係機関と連携し、介護者の急病や障害者等の状態変化等の緊急時に必要な受け入れ調整、医療機関への連絡その他必要な対応を行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程の第10条第1項、第11条第2項の「を講じるもの」は令和6年3月31日までは「に努めるもの」に読み替える。

附 則

この規程は令和5年3月9日から施行する。

附 則

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 8 年 8 月 10 日から施行する。